

## 平成24年度第6回政治資金適正化委員会

### (開催要領)

1. 開催日時：平成25年3月25日（月） 13時30分～14時50分
2. 場 所：総務省 8階 国地方係争処理委員会室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

### (議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について
  - (2) 平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（都道府県選挙管理委員会分）について
  - (3) 政治資金監査に関する研修の実施計画について
  - (4) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施計画について
  - (5) 登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式の改定（案）
  - (6) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
  - (7) その他
3. 閉 会

### (配付資料)

資料1 政治資金監査マニュアルの改定（案）の概要

資料2 政治資金監査マニュアルの改定（案）新旧対照表

参考資料 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)【平成25年  
6月改定案】

資料3 平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（都道府県選挙管理委  
員会分）

資料4 政治資金監査に関する研修の実施計画について

資料5 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施計画について

- 資料6 登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式の改定（案）
- 資料7 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 政治資金監査マニュアル及び政治資金監査に関する研修テキストの改定（案）第5回政治資金適正化委員会からの主な変更点
- 資料B 政治資金監査に関する研修テキストの改定（案）新旧対照表
- 資料C 平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（都道府県選挙管理委員会分）
- 資料D 政治資金監査制度等に関する調査報告（英国・ドイツ）
- 参考資料1 英国・ドイツの政治資金制度の概要
- 参考資料2 政治資金監査制度等に関する調査において入手した資料リスト
- 資料E 登録政治資金監査人の皆様へ

（本文）

【上田委員長】 では、ただいまから平成24年度第6回政治資金適正化委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。

議事に入る前に、平成24年度第4回委員会の議事録についてでございますが、事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第4回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成24年度第5回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それでは、政治資金監査マニュアル等の改定について御説明いたしますが、前回委員会で十分御議論いただいたところですので、資料A「政治資金監査マニユ

アル及び政治資金監査に関する研修テキストの改定（案）第5回政治資金適正化委員会からの主な変更点」で説明させていただきます。

まず、1番は「政治資金規正法施行規則の改正・振込明細書への支出の目的の追記による記載の関係」です。これについては、前回の委員会において、改正箇所に関し、文脈の主語について、会計責任者の場合と、登録政治資金監査人の場合で書き分ける必要がある、前回は会計責任者が主語でしたが、そのような御指摘をいただいたので、修正を行ったものです。

まず、テキスト新旧7ページについてですが、前回に提示したものが上で、下が修正案です。こちらを登録政治資金監査人が主語という形で変更するというので、1ページ下にあるように削除する形でまずマニュアルを修正しております。

一方で、補足的に説明いたしますと、2ページの灰色のところについては、こちらは会計責任者が主語になっているため、会計責任者が主語ということで、文章を追加・整理しております。

同様に、2ページのテキスト新旧9ページについても登録政治資金監査人を主語として、2ページ下ですが、青のところと赤のところを消しており、そのような形で修正しています。

続いて、3ページのテキスト新旧12ページです。こちらは会計責任者が主語ですが、こちらに関しては振込明細書への支出目的の追記に関して、これをマニュアルに記載すべきではないかという御指摘がありましたので、3ページの上の灰色の部分に記載されていたわけですが、3ページの下の方の青字のところ、会計責任者による追記も差し支えないというところをマニュアルに入れたというものです。

4ページです。新旧の3ページですが、こちらに関しては、また会計責任者による追記も差し支えない、ということ、灰色の部分ですが、加えているものです。

5ページも同様に、灰色部分の青色のところ、会計責任者による追記も差し支えないということを加えております。

続いて、6ページの政治資金監査報告書チェックリストの関係です。チェックリストについて関係士業団体から示されているチェックシートの表現ぶりについて御意見があったところ、そこで、修正案として、灰色の部分の青のところの最後から2行目のところですが、「なお、関係士業団体においてもチェックシートが示されているところであること」という文章に修正しております。

続いて、7ページでの収支報告書に支出が計上されていない政治団体の場合の記載例です。記載例(4)の位置づけについて御意見をいただきましたが、今回、「修正案」のところの「記載例(4)の例によることが望ましいものであること」という表現に変えております。

8ページ、4番は、収支報告書の提出後に生じた事情とその対応関係についてです。改正点として、収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について、具体的には9ページの上ですが、会計責任者から連絡を受けた後の登録政治資金監査人の対応についてもテキスト部分に記載するという意見の反映と、もう一つ、参考資料をしっかりと参照していただくということをわかりやすく記載するという内容の修正について、御意見に基づき、対応したということです。

修正箇所については以上でして、今回の委員会で御了承いただければ、政治資金監査マニュアルの改正部分等についてパブリックコメントをさせていただくことを予定しております。

以上です。

**【上田委員長】** 前回、熱心に御議論いただきまして、委員の皆さんから御指摘があった点でございますが、この点につきまして御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

牧之内委員、よろしゅうございますか。

**【牧之内委員】** 結構です。

**【上田委員長】** よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**【上田委員長】** では、本議題については御了承いただいたということで、次に進みますが、もし細かい点でまた修正の場所がありましたら、委員長に一任させていただきたいと思っております。

第2の議題といたしまして、平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果、これは都道府県選挙管理委員会分についての説明を事務局にお願いいたします。

**【岡本参事官】** それでは、第2の議題ですが、資料Cで御説明させていただきます。

平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書(都道府県選挙管理委員会分)です。

こちらについては、総選挙の関係で、各選管の方から集計、時間がかかるという話もあ

り、予定より少し遅れましたが、今回3月の委員会で御報告させていただくものです。

まず政治資金監査の結果です。一番上の「都道府県選管分」のところですが、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの」、記載例1ですが、割合は、前回の94.7%から96.1%に上昇しております。

また、「会計帳簿に記載不備があったもの」、記載例2ですが、こちらは1.0%から0.9%に微減、(3)「会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの」、記載例3は、4.3%から2.9%に減という状況で、基本的には改善の傾向にあるということが言えると思います。

全体を通してですが、2ページが一番上、「注」にあるように、質問項目によっては感想にとどまっている回答も含まれていますが、全体の傾向を総括的に見るということで今回も調査しております。

そこで、2番「収支報告書及び当該報告書と併せて提出する書類について」で、Q1「収支報告書の「支出」に関する箇所について不備等を指摘する事項はありましたか？」ということに関してです。「なかった」が3から6に増えていますが、その他の項目を指摘した選管の数はあまり大きく変化していない状況です。

「その他」の上にある「「経常経費（人件費を除く）の内訳」又は「政治活動の内訳」の添付漏れ」、こちらは5から11に増加していますが、平成22年は「その他」の欄に記載された事項で選択肢がなかったため、そのまま比較はできないと思っておりますけれども、そのような状況になっています。

また、特に大きく変化したものはありましたかと問いにあったと回答した3団体において、引き続き収支報告書の記載、不一致が見られる、支出金額の計算ミスが多い、等々の指摘がありました。

3ページは、「あった」とする団体についての分析です。一番上の「減っている」が7、「ほとんど変わらない」が30、「増えている」が2という状況です。

不備等を指摘した割合はばらつきがあり、1割から3割が16、4割から6割が12、7割から10割は11というように、非常にばらつきがあります。

Q2「収支報告書と併せて提出する書類について不備等を指摘する事項はありましたか？」については、「なかった」はやや増加しており、また、「振込明細書に係る支出目的書の添付漏れがあった」は31から23に減っておりますが、全体としてはあまり変わっていない状況と考えております。

4ページのQ4、政治資金監査報告書の基本的な記載内容について不備等の指摘はありましたかについては、「なかった」が19から31になっており、かなり改善してきていると思っております。

また、例えば、「登録政治資金監査人の署名が自署かつ押印されていなかった」が18から7に減っており、基本的な傾向としては、助言の効果もあり改善の傾向にあると思っておりますが、個々の例に関しますと、「その他」の下から2番目ですが、記載例と全く異なる監査報告書を提出しているというような事例も見受けられるところです。

そこで、具体的な政治資金監査報告書の例ですが、依然として記載例によっていないものがありました。

また、平成22年9月の改定版以前の記載例によった表現ぶりのものがあつたり、記載例によっていない記載が記載されている場合もあります。

記載例3の事案であるのに「別記を除き」が欠落しているとか、領収書等の亡失に係る指導内容を記載しているもの等もあります。

さらに、主たる事務所以外で監査を行った理由を(5)として記載した等々、一つの例ですが、記載例によっていない事例がなくなっているわけではないということです。

5ページのQ5「政治資金監査報告書の「1. 監査概要」の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？」については、「なかった」が26から33と改善していて、「あつた」の中でも、解散分の収支報告書の引用条文を間違えているものは16から8、政治資金監査を主たる事務所以外で実施した場合にその理由が明記されていない、これは9つあつたのが、選管単位ですが、2に改善しております。

一方で、ある県からは監査場所を主たる事務所以外で行った場合に不備の記載が目立ったという指摘もありました。

6ページのQ6は、政治資金監査が主たる事務所で行われなかった場合に、実施場所を具体的に特定しているか、特に住所が併記されていないものがあつたかという点について新たに調査した項目です。

まず、1つ目が「すべての政治資金監査が主たる事務所で行われていた」、これは10選管あります。残りは37選管になりますが、一番左側ですけれども、主たる事務所で行われなかった割合を1割、2割、3割、4割、5割以上で聞いており、主たる事務所で行われなかったのが1割で28ですから、圧倒的に多く、あと2割、3割、4割が3つという状況で、5割以上はゼロです。

そこで、左側の右上ですが、住所が併記されていない割合を、全てが併記されていた、1割～3割併記されていない等々で分類をしており、一番下の計では11、7、7、12ということで、場所、場所で住所が併記されている、併記されていないということにばらつきがある状況です。

続いてQ7の「会計帳簿に記載不備があった事項を具体的に明記していない事例はありましたか？」については、平成22年は残念ながら5件ありましたが、今回「あった」はゼロですので、こちらも改善しております。

Q8「記載例(3)で政治資金監査報告書の提出があった政治団体のうち、領収書等の亡失等があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表を添付していない政治資金監査報告書はありましたか？」については、「あった」というところが3つ、去年と同じ選管数で、3件がまだ残念ながらあったという状況です。

7ページ、Q9「記載例(3)で政治資金監査報告書の提出があった政治団体のうち、(別記)に次の3例以外の事項が記載されていたものがありましたか？」については、これは「あった」が1つでしたが、震災等の対応ということです。

Q10、選管の立場から登録政治資金監査人の方にアドバイス、改善等を促したい点がありますかということですが、大体去年と似たような状況でして、「ある」が19、主な意見として突合を徹底してほしい、「監査の結果」の(1)、(3)、(4)の不備を是正してほしい等々、記載の例のような意見があったところです。

8ページ、4「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について」のQ11「収支報告書の支出の内容を訂正する際に、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出した団体はありましたか？」は、そもそも訂正した政治団体は存在しなかったが20から29となっており、「登録政治資金監査人の確認を受けて収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体があった」が、9選管から5選管で4減、また「登録政治資金監査人の確認を受けずに収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体があった」も20選管から14選管に減という状況です。

9ページのQ12ですが、領収書等が再発行された場合に、収支報告書自体に変更はないわけですが、支出の内容を証する書面に変更が生じるので、登録政治資金監査人に確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたかという問いに対して、そういう団体が存在しなかったという選管が、4

0選管から44選管に増えております。「登録政治資金監査人の確認を受けて支出の内容を証する書面を変更した政治団体があつた」が1選管、「登録政治資金監査人の確認を受けな  
いで支出の内容を証する書面を変更した政治団体があつた」が2選管という状況です。

Q13、政治資金監査報告書に記載誤りがあつたので、「訂正後の政治資金監査報告書」  
を提出した政治団体はありましたかについては、「あつた」が2選管から4選管に増加して  
おります。

10ページ、5番「少額領収書等の写しの開示制度について」のQ14公序良俗違反と  
認められたため不開示決定をした案件、Q15の公序良俗違反として検討すべきと考えら  
れる事例、訴訟、いずれも、去年もゼロでしたが、今年もゼロとなっております。

11ページ、Q17「政治資金適正化委員会に対する意見、要望等」についてです。数  
が大きく昨年より変更していますが、一番下にあるように、平成22年分調査については  
回答方法が選択が基本でしたが、23年は自由記載になっておりますので、数が大きく変  
化しています。いずれにしても、監査人に対する研修の充実、Q&Aの充実という要望は  
今回もあります。また、主なものとして、「監査報告書の記載例が変更になったのに、旧記  
載例で提出する登録政治資金監査人に通知してほしい」とか、「研修修了時に成果テストを  
実施し登録政治資金監査人の質を保持するようにしてほしい」その他、監査報告書の不備  
が多いのではないかと、選管向けのチェックリスト等を作成していただきたい等々、さまざ  
まな御意見をいただいております。

そこで、12ページに今の調査結果の概要が書いてありますが、詳細に御説明しました  
ので、13ページ、「対応方針」のところを御説明します。まず、1番、御議論いただい  
ています政治資金監査マニュアルですが、政治資金監査マニュアルの記載内容を見直して、  
適正化委員会で示した見解等を集約して一覧性を向上させる。また、ホームページへの掲  
載やフォローアップ説明会等の機会を通じ周知徹底をしていくということ。

また、関係士業団体が主催する士業者向け研修会等の機会も活用し、連携を図っていく  
というのが2番。

3番が「フォローアップ説明会への積極的な参加の促進」ということでして、より多く  
の方に参加していただくべく、全国の各ブロックで開催するとともに、今年度と同様に開  
催実績のない地区でも開催したいと考えております。また、新たな試みとして、夜間に開  
催をすること、具体的には後ほど開催計画で御説明しますが、そういうことも考えていく  
こと、さらに、今まで半分ずつ開催計画をお示しして、御承認いただいていたのですが、



今回は年度当初に通年の開催計画を公表して、皆さんが予定を立てやすいようにすることを考えております。さらに、政治資金監査報告書の正確な記載等について周知徹底していく、判断が困難な事案があった場合には適正化委員会に照会をしていただくことになっておりますが、その周知徹底をしていくということ。

4番がQ&Aの充実ということで、Q&Aを追加・改定した場合には、速やかに周知徹底をするということ。また、登録政治資金監査人のアンケートでの指摘を踏まえ、Q&Aを追加、改定した場合は、当該Q&Aを個別に掲示し、最近改定したところをわかりやすく表示するなど利便性の向上を既に実施しております。

5番の政治資金監査報告書チェックリストの活用ということで、こちらはアンケート結果によりますと、多くの方に既に活用されておりますが、引き続き積極的な活用を促進するとともに、政治資金監査報告書チェックリストの活用について、マニュアル改定の際にマニュアル本文に掲載するというので今検討しているものです。

続いて、「平成23年分政治資金関係事務に係る都道府県選挙管理委員会事務担当者アンケート」について、併せて御説明いたします。

Q1、政治資金規正法上、登録政治資金監査人に対して一定の業務制限が設けられていますが、新聞報道などで現行法令上の違反ではないものの、登録政治資金監査人の外部性の確保について疑義がマスコミ報道等で示された例もあるということで、把握している範囲で以下の事例があれば教えてくださいということですが、あまり数として上がってきておらず、合計5つで、内訳として、1つは、当該国会議員に係る他の政治団体の代表者又は当該国会議員に係る公選法180条の出納責任者の立場にある者というのが1つ、政治献金をしている者という事例が4つという状況です。

2番です。2号団体について、平成19年法改正前の被推薦書に代えて、2号団体該当通知をもって行うこととされたわけですが、法改正前に租税特別措置法の規定による寄附金控除の適格団体として既に設立されていた政治団体、こちらが法改正の2号団体に該当するものとしてどの程度届け出が行われたかということをお聞きしたものです。実は回答としては「わからない」が23で、一番多いのですが、上のほうから見ていただきますと、「改正前の1～3割程度届出が行われた」、逆にいえば1割から3割しか届出が行われなかったところが3つ、4割から6割が5つ、7割から9割が4、10割程度の届出、ないし「ほぼ変わらない」が1と11という状況です。

Q3、こちらにも担当者に個人的見解を聞いているわけですが、県選管の事務局と登録政

治資金監査人との間で例えば意見交換会を開くというような考え方についてどう思うかということです。「有意義である」という評価が4つ、情報の共有、収支報告書の正確性の向上ということが理由です。「多少意義はある」というのが16でして、「政治団体に対する指導・助言等の標準化に資すると考えられる」注意していただきたい点を伝えることに意味がある等々の理由を記載しております。

「意義はない」という回答も11あり、今、特段問題はない、必要性があまりないという意見があります。

「わからない」も16、この中に特に現状で問題がないのではないか、今の状況で十分ありという意見もありますので、全体的には「意義ある」という回答が多いようにも思いますが、意見が分かれている点もあると考えております。

長くなりましたが、説明としては以上です。よろしくお願いいたします。

**【上田委員長】** 本議題について御意見、御質問がございましたら、どうぞ御発言ください。牧之内委員、どうぞ。

**【牧之内委員】** この調査結果は、都道府県選管にはもちろん公表して伝えると思うのですが、県によって扱いにばらつきがあるような感じを受けるのですけれども、事務担当者の研修なり、あるいはこの調査結果ではこういうことでしたという説明会なり、そういうものはどういうふうにお考えですか。

**【岡本参事官】** まず、事実関係を申し上げますと、資料3に該当する前回の平成22年分の資料に関してはホームページに既に公表しており、その内容は周知していますし、実際、各選管に関してはもちろん選挙部からも周知されることもあるでしょうが、適正化委員会からも例えば本日、委員会が開催され、公表資料はホームページにアップしたということ、メールで47県選管に御連絡しております。調査結果の周知はそのような形でしております。

**【牧之内委員】** 周知と別に説明会みたいなものはやっていないということですね。

**【岡本参事官】** 選管事務担当者への説明会は、適正化委員会としては行っておりません。

**【日出委員】** この委員限り資料Cですけれども、この扱いはこの委員会限りでということなのですか。これは従来、公表はしていないということでもいいのですか。

**【岡本参事官】** 従来 of 扱いと同様です。そこはいろいろ考え方もありますし、なるべく公表はしていきたいのですが、この調査は、県選管の担当の方の主観的な考えによると

ころが大きいのが実情です。緻密にやろうとすると、各選管に膨大な事務負担がかかってしまいますので、委員会としては全体的にどういう傾向になっているかということ把握して、委員会での御審議に役立てるということとして、数字的には非常に粗いところがありますので、エッセンスのところを資料3でまとめて公表するという考え方で対処しております。

【日出委員】 今聞いたのは、要するに政治資金監査報告書を今までマニュアル等で示されたものでない形式でやっている監査人もいらっしゃるということになったときに、選管のほうでそのまま受け取っているわけですけれども、このままでいいのかと思いました。うちの団体もかなり数多い監査人がいるので、もしそうなのであれば、個別に指導するというのも少し考えたほうがいいのかなど思ったので、聞いたままでです。

【上田委員長】 私も先ほどの資料Cの11ページの「その他」のところに要約されていると思うのですが、11ページの主なものとして旧記載例だとか、それから記載例と似ても似つかない監査報告書が出てくるとか、こういった、表現が適切かどうか知りませんが、ちょっと深刻な話なものですから、これを何とか是正する方法がないかどうかということ、今、日出委員の御発言と全く同じような気持ちで。細かいところはこれから検証の充実か何かしてやっていけばいいのですけれども、こういう深刻な話の点は何とか是正する方法がないかどうか。

どうですか、皆さん。

【牧之内委員】 先ほどばらつきがあると言いましたのは、こういうものでも特に対応しないで受理をしたり、問題だと思ってただ受け取るだけというようなところがある一方で、一方では細かくいろいろ出てきたものについて話をしながら、必要な修正をお願いしたりというようなところもあるのではないかと思います。そういう団体による認識の違い等があるような感じを受けたものですから、選管自身の説明会なり、ほかの団体ではこういう団体、あなたのところはそうかもしれないけれども、ほかはこんな扱いをしているんだよというようなことを知ってもらうというような意味でも、説明会はどうかかなという、そういうことがあったほうがいいのかないかなという感じを受けたのですけれども。

特に、最後のアンケートの2ページに、意見交換を行うことが必要と思われませんかというところの「わからない」の（理由）の2つ目のポツなんかは、こういう回答でいいのかなど。これは監査人自身の研修とかいうのが必要であると同時に、受けるほうの選

管のほうへも何らかのアプローチが必要なのではないのかなという感じを受けましたが、難しいですかね。

【上田委員長】 政治資金課長、お願いします。

【大泉政治資金課長】 御承知のとおりとは思いますが、選管自体は形式的に審査権しかなく、訂正命令というのは一応出せることは出せるのですが、法第31条による訂正命令は出したことはなく、それを背景にインフォーマルな指導をしているというのが現状でございます。

仮に出すとしても、相手が「提出した者」になりますので、監査人の方々ではなくて、会計責任者が主な対象になってくると思います。選管と接しているところが会計責任者ということになりますと、こうしてくれといっても実効性を確保できるのか。あるいは監査報告書の不十分さをもとに収支報告書の受理を拒否するみたいなことになったりしたら、政治資金の公開自体がどうなってくるのかという、そちらの議論も出てきますので、何か一つのいい形を、スキームといいますか、監査人への個別指導まで含めてそういういい形のスキームができましたら選管に対しても言いやすいのですが、とりあえず指摘しておいてくれとかいうのはなかなか言いづらいというのが本音でございます。

【日出委員】 アンケートのというか、資料Cの7ページの一番下に領収書の編纂がずさんで云々ということで、再度の作成に近い補正を命令したというような文言があるので、そういった場合に、例えばこういう監査報告書が出た場合に、要領に全く合致していないものがあつた場合には補正の命令というのは出ないのですか、選挙管理委員会から。

【大泉政治資金課長】 先ほど申しましたとおり、形式的不備に当たるかどうかというのは、法律的観点からどこまで要件を備えていれば監査報告書の実体をなすかというのは直ちに回答はできないのですが、かなりひどいものが出てきたときに、窓口で指摘することはあると思います。ただ、法的にどこまで追いかけていって、持ってこいと言えるかどうかというのは、その問題がありまして、結局は、現場の判断になっていると思います。

【日出委員】 続けて申し上げますと、11ページの囲みの一番下に、選挙管理委員会向けのチェックリスト等を作成していただきたいというのがおそらくそういった委員会側としての判断に苦慮した結果の意見なのだろうなと思ったわけですが。

【大泉政治資金課長】 チェックリストの話も、そのフィードバックがどうなのかよくわからない段階でチェックリストをつくっても、つまり、会計責任者に指摘しても、その

後どういうふうな義務が出てくるのかというのがわからない中では、チェックリストもなかなか難しいかなというのが率直な今の時点での感想なのですけれども。

【上田委員長】 ほかに御意見ございますか。

これは、政治資金適正化委員会としての指導する権限というのはあるのですか。

【岡本参事官】 法律上、委員会は登録政治資金監査人に対しては指導助言権限がありますから、基本的にはその権限を背景としてフォローアップ説明会を行っているという理解です。フォローアップ説明会に加え、フォローアップ説明会の資料は全登録政治資金監査人の方に送っております。最終的にこのような記載例があるのは残念ですが、できる限りこういう事例がなくなるように地道に周知を積み重ねていくしかないのかなと思っております。

【上田委員長】 似ても似つかないような記載例があったやつをやり玉に上げて、こういう例がありましたというのは言いにくいんですね。

牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 大臣報告分で、もしこういう、ここにある、先ほどのような例のものが来たら、どう対応しているのですか。

【大泉政治資金課長】 これは政治資金規正法のシステム上、都道府県選管がまず受けるので、まずそこでやっているということだと。これはどちらですかね。

【田谷事務局長】 県分です。

【大泉政治資金課長】 県分ですよ。だから、そういう意味では県で何がしかの話があって、大臣分ではないということでもいいですかね。

【牧之内委員】 だから、仮に大臣分にこういうものが出てきたら……。

【大泉政治資金課長】 仮に大臣分で来たら、まず窓口になる県選管から相談があって、修正をお願いしてみましようということにはなるとは思いますけれども。ただ、最終的に、絶対今日報告書を出すんだと言われてしまうと、本当にぎりぎりの判断になってきますので、提出したいものを不受理にするという、権利とか期限との関係が出てきますので、そこは難しい。添えるべき文書が形式的不備と言えるかどうかという議論になって、そこはなかなか一筋縄では。

余談になりますが、これが形式的不備だというふうにこちらの委員会でも基準を定立しますと、それははじけると思うのですが、選管だけの判断でこれが形式的不備かどうかというのはなかなか難しいと思います。そういう意味でチェックリストとか、基準とかいう

話があれば、動きやすいことはあるのですけれども、委員会において権威づけといいますか、あるいはそれをフィードバックしてすぐ実効性のあるシステムというのができればかなり効果的だとは思いますが、今後の話だと思います。

【上田委員長】 記載例というのは法文に書き込んでいないのです。あくまで……。

【大泉政治資金課長】 そうですね。委員会からお示しいただいたものです。

【上田委員長】 法文に書く文では、例えば領収書の3事項みたいなのが、あれは法文に書いてあるからそのままですけれども、記載例はこの委員会の見解といいますか、例なものですから、今、政治資金課長がおっしゃったみたいにとこの法律に違反していると言われたら、えっということになっちゃうんですね。

【牧之内委員】 チェックリストは難しいでしょうね。

【大泉政治資金課長】 受理、不受理の基準と権限をきちんと決めてかからないと、難しいかもしれません。出口といいますか、そのところまで決めた上でいろいろつくっていくのはできるかもしれませんが。最終的に押し問答とかになったときに、どこまで法的な要件を備えた添付文書かどうかという問題が、本当に最後の最後出てくると思いますけれども。

【上田委員長】 小見山委員、何か御意見はございますか。

【小見山委員】 小見山でございます。私どもの業界では、日本公認会計士協会が自主規制機関という形で位置づけられておりまして、ここで実務指針というのを作りまして、これが、法律ではないのですけれども、我々会員を縛る約束事になっております。その中に監査報告書の記載例が書いてありまして、これに従いなさいとなっているのです。これに外れたもので監査報告書を作成しますと、すぐに罰則という形になる。その規制が我々の中に、自主規制機関の中にあるのです。

政治資金監査のほうは、今のマニュアルに書かれておりまして、これがどういう位置づけになるかというのが非常に大切なポイントだと思うのです。そのときにこれに外れて書かれた方たちに対して、適正化委員会で強く言っていけるかどうかということも、受理、不受理の問題の次にあるのではないかと思うのです。ですから、指導という意味でどこまで外れたものに指導をしていくかという問題もあると思いますし、またそれを全部、探し出さなくてはいけないという、この手間もまたあるので、正直なところ、私は会員に何度も強くお願いするような形で、委員会から手紙を出すとか何かそんな形を繰り返すしかないのかなとは思いますが、もちろんフォローアップ説明会ときには、きちんとそういうこ

とを話さなくてはならないのは確かです。

もう一つの違いは、どうしても会計士の場合は後ろに訴訟を抱えておりますので、実務指針と違う形式で書きますと、訴訟の際に問題になってくるので、非常に我々は気を使って監査報告書を書きます。政治資金監査報告書になりますと、そこまで皆さんが思いつかれていないのではないかなというところに大きな差が出ているのかなと思います。

【上田委員長】 後でまた機会あるごとに検討するというところで、この議題は今日はこの程度で、先へ進みたいと思います。

次に、第3の議題の前に、その他の議題といたしまして、政治資金監査制度等に関する調査報告、英国とドイツについての説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それでは、資料Dで説明させていただきますが、その前に、参考資料1で、「英国・ドイツの政治資金制度の概要」がありますので、まず参考資料1から御説明いたします。

「英国・ドイツの政治資金制度の概要」についての、1番「英国」ですが、英国の政治資金制度、19世紀末以来、主に候補者個人の選挙運動費用の制限により行われてきましたが、政党等の政治資金に対する規制の必要性が認識され、2000年に政党、選挙及び国民投票法（P P E R A）が制定されて、選挙委員会が設置されています。現在は政党等についてはこのP P E R Aにより、候補者個人については主に国民代表法（R P A）により規制されています。

(1)「収入及び支出の制限」ですが、政党の収入に係る制限は500ポンドを超える寄附及び借入について対象となり、P P E R Aは寄附又は貸付をすることができる者の要件を定めておりますが、これに当たらない者からの寄附又は貸付を受けることは禁止となっています。

政党が寄附を受けた際には、30日以内に当該寄附を受領するか否かを判断することとされており、寄附者が上記要件に当たるか否かを確認する責任が課されております。

寄附及び借入については、3カ月ごとに選挙委員会に報告することが義務づけられています。

候補者個人は、R P Aの規定により50ポンドを超える寄附についてその受領の判断をするとともに、選挙委員会への報告義務が課されていて、支出に係る制限としては選挙運動費用の上限が定められていて、政党の場合1,950万ポンドが上限、候補者個人については、2ページ上段に記載のとおりの上限が課されております。

(2)「会計報告及び公開」ですけれども、大別して①年次会計報告、②選挙運動費用報告、③寄附等報告の3種類があります。①年次会計報告の作成、提出が求められるのは政党でして、総収入及び総支出が25万ポンドを満たさない場合は末日から4カ月以内、25万ポンドを超える場合は末日から6カ月以内に外部監査人の監査を受け、その報告書を添付して選挙委員会に提出します。

②選挙運動費用報告は、政党、候補者、第三者のいずれにも求められるもので、投票日から3カ月以内に提出となっています。

③寄附等報告は、政党及び第三者に求められるもので、3カ月に1度、一定金額以上の寄附について報告。選挙期間中は1週間に1度、一定金額以上の寄附について報告し、選挙委員会は政党や第三者から提出された報告書を公表します。

(3)「政治資金に係る監査」については、年次会計報告及び選挙運動費用報告に当たり、収支いずれかが25万ポンドを超えるときは、有資格監査人による外部監査を受けて、報告書を添付する必要があります。

(4)「選挙委員会の機能・権限」として、選挙委員会は提出を受けた報告書の審査、公表、分析を行っていて、制裁も含めた法令の執行の権限も有しています。

続いて、4ページ、ドイツです。ドイツにおける政治資金制度は政党を中心とした体系ということで、憲法上の位置づけもあって、政党は国民の政治的意思形成に協力するものとして法的な地位を与えられ、公的な役割を果たすこととされており、それらの活動に要する資金の一部として国庫から補助を受けています。政党の資金及び会計については政党法に規定されていますが、この法律において、政党の民主的な内部組織の在り方や、選挙で一定以上得票した政党に対する国庫補助、また会計報告について定めています。

(1)「収入及び支出の権限」ですが、収入については質的制限として一定の寄附の受領が禁じられていますが、量的制限は導入されていません。年間で1万ユーロを超える寄附については、氏名や住所及び寄附金額を明示した一覧を会計報告書に添付して提出するとされ、5万ユーロを超える大口寄附については、連邦議会議長に申告となっており、議長は寄附者を明示した上で連邦議会公報で公開します。支出について特段の制限は設けられていませんが、企業への出資、特にメディアへの出資については会計報告の中でその内容を明らかにすることが求められています。

「会計報告及び公開」ですが、政党の会計報告書は会計年の翌年9月末までに連邦議会議長に提出し、期限までに提出がなかった場合に、政党は政党助成の寄附金等分の請求権



を失います。さらに、次の年の12月までに提出がなかったときは、政党助成の得票数分の請求権も失います。会計報告書は政党法に基づき、収支計算書、貸借対照表及び説明の部から構成されていて、国民が政党資金を監視することができるように、会計報告書は毎年公開され、連邦議会議長において政党の収支及び財産状況の概要を比較した報告書が作成されます。

5ページの(3)「政治資金に係る監査」ですが、会計報告書の提出の際には、あらかじめ経営監査士及び経営監査会社により、政党法の規定に従って監査を受ける必要があります。直近の連邦議会又は欧州議会の選挙において、有効得票数の少なくとも0.5%、又は直近の州議会選挙で有効投票数の1.0%を得られなかった政党については、公認帳簿監査士又は帳簿監査会社による監査が認められています。

政党が会計年中に5,000ユーロ超の収入又は財産を有さないときには、監査を受けなくても差し支えないとされており、監査の対象は連邦本部、州支部、少なくとも10の地域支部です。

(4)「連邦議会議長の機能・権限」ですが、議長は政党から提出された会計報告書の形式及び内容について検査し、具体的には、提出期限及び会計報告書の形式基準の遵守についてのほか、内容の信頼性について検査します。

(5)「政党助成について」ですが、政党法の規定に基づいて直近の連邦議会選挙又は欧州議会選挙において有効投票数の0.5%、又は1つの州議会選挙で1.0%獲得した政党に国庫補助金が交付されます。配分の基準については、①政党が欧州議会、連邦議会、州議会において得た得票数及び②政党が党費、分担金、寄附金として集めた金額の2つという状況で、以下、記載のような状況となっております。

それでは、資料Dの説明をさせていただきます。「政治資金監査制度等に関する調査報告」、11月25日から12月1日の間に谷口委員が行っていただきまして、草壁補佐が随行いたしましたしております。

「訪問先及び調査概要」の1番「英国」ですが、選挙委員会に行ってください、選挙委員会は政治資金及び選挙運動に係る費用に関する規制等を実施する独立の機関として議会により設置されていて、2010年より政党等の法令違反が疑われる場合における調査権限及び法令違反に対する処分権限が拡充されております。

調査のポイントとして、会計処理・報告及び会計報告の監査については法令の規定に従うほか、一般に公正妥当と認められる会計基準・監査基準に基づいており、政治資金に特

化した会計基準・監査基準は策定されておられません。

年次会計報告書の統一様式を作成し、一定規模以上の政党については2014年より使用を義務化する予定ということで、会計方式としては現金主義・発生主義のいずれも認められております。

選挙委員会として今のところ強化された権限を用いた事例はないが、会計報告の法令遵守率は上昇しているということでございます。

2ページ、3ページ目は支出の状況です。

4ページには収入の状況が書かれております。4ページの下ですが、年次監査会計報告書の提出を要するものは818団体、外部監査を要するものは26団体です。

5ページが年次会計報告について、6ページ目が選挙運動費用の概要について、7ページが政治資金に関する会計基準・監査基準、会計方式についての記載しています。

8ページは、金銭以外の経済財の監査における網羅性の担保、監査人の権限、選挙委員会における審査、選挙委員会の権限強化の影響、9ページが選挙委員会の組織、また、政治資金制度について問題と感じている点の記載があります。

時間の関係でこのような形で説明いたします。

11ページです。公務倫理基準委員会のサー・クリストファー・ケリー委員長のところに訪問いただいております。

「組織の概要」ですが、政治献金に関する倫理的問題を契機として1994年に設置され、独立の立場で公務における倫理基準に関する答申・建議等を行う機関です。

公務倫理基準委員会は政党資金制度に関するレビューを行い、2011年に報告書を公表して、勧告のポイントは、今は制限がない寄附の上限額の導入、政党に対する財政支援の拡充、選挙費用の上限額の引下げの3点ですが、主要政党間で協議が行われていますが、これらについていまだ合意には達していません。

同委員会は諮問機関であり、勧告の取扱いについては政府の方針や政治状況によります。

11ページ下は公務倫理基準委員会によるレビューのプロセス、12ページは、公務倫理基準委員会による勧告の取扱い、政党資金制度見直しに関する報告書のポイント、2011年報告書を受けた政党資金制度改革の見通し、13ページは事務局の体制、政治資金制度に関し今後取り組むべき課題等について記載しています。

14ページです。ジャスティン・フィッシャー、ブルネル大学教授ですが、選挙、政党、政治資金等に関する研究者で、選挙委員会や公務倫理基準委員会への助言等も行っている

方を訪問いただいています。

調査のポイントとしては、外部監査と選挙委員会の役割分担について、会計報告の信頼性については外部監査に委ねて、選挙委員会はその結果を活用する仕組みとしているのは合理的であるというお考えをお聞きして、また、政治資金制度は平等と自由のバランスの上に成り立つものであり、そのバランスは各国の文化を大きく反映しており、したがって、ある国で機能する仕組みが他国でも機能するとは限らないというような御意見を伺っております。

政治資金制度に対する世論の反応、選挙委員会の監督・調査機能強化が行われたことを踏まえての外部監査と選挙委員会の役割についての考え方、外部監査の有用性、15ページでは、選挙費用の制限が政治資金規正の手法として機能しているかということや、2011年の公務倫理基準委員会が公表した報告書に関する見解、政治資金制度について今後取り組むべき課題、16ページでは、費用負担における候補者、党の役割分担や、政治活動の自由と政治資金の透明性のバランス、英国における政治活動・選挙運動の実態等について御意見を伺い、また意見交換をしていただいたところです。

18ページ、アダム・ホロウェイ下院議員です。保守党2期目、ケント州グレイヴシャム選挙区選出の47歳の方でして、お会いすることができております。

ポイントとして、候補者として政治活動にかかる費用はそれほど多額なものではない。資金提供者との関係で不適切な行動をとらないようにするためには、収入を公開することが重要で、会計報告に係る作業はそれほど複雑なものではない。ただし、保守党本部のサポート体制は脆弱だということであり、政治活動・選挙運動の実態についてお話しいただきまして、19ページでは、候補者として行う会計事務、党本部と支部との関係、政治資金制度に関する最近の論点について、政治資金や政治そのものに対する国民の信頼を得るために必要なことについて意見交換をしていただいております。

21ページ、ドイツ、連邦議会事務局についてです。

「訪問先の概要」としては、政党の会計報告書の受理・検査・公表等や、政党に対する国庫補助の決定・交付等の事務を行う機関であり、会計報告については政党法に規定し、政党法に規定がない事項については、商法上の諸原則に従っております。政治資金に特化した会計基準・監査基準は定められておりません。

連邦議会議長は提出された会計報告書の形式及び内容について検査し、会計報告書の不実記載が認められる場合に、不実記載に対応する金額の2倍を国庫に返還しなければなり

ません。

年次会計報告の概要が21ページ中段からあり、年次会計報告の項目等について23ページから24ページにかけて記載があります。

24ページ下が政治資金に関する会計基準・監査基準について、25ページが金銭以外の経済財の監査における網羅性の担保について、監査人の権限について、業務制限について、連邦議会議長における検査について記載があり、26ページに、連邦議会事務局の組織について等を記載しております。

27ページ、ブランデンブルク州議会ですが、ブランデンブルク州はドイツ北東部、ベルリンを取り囲むように位置する州でして、人口約250万、旧東ドイツ地域でございます。

「調査のポイント」として、連邦政党法でカバーされない費用の一部について州で負担し、具体的には、政党に所属しない議員及び「緩い連合」に対する選挙運動資金及び毎年の政治活動資金の助成、州議会の院内会派に対する活動資金の助成ということ。

基礎的自治体レベルの議員に対する規制は存在しない。これは無報酬で、選挙のために多額の支出がなされるものでもないことから、規制の必要性に乏しいということでした。

州による政治資金の助成及びその会計報告等について、28ページは基礎自治体レベルの政治資金制度についての記載があります。

29ページ、トルステン・インゴ・シュミット、ポツダム大学教授とお会いしております。行政法、地方自治関係法の研究者で、ポツダム大学地方自治研究センター理事を務められています。

「調査のポイント」として、ドイツの政治資金制度は、ここ30年ほどで強化され、政治家への不正献金の事件を契機に、従来の一定金額以上の寄附者の公表に加えて、政治資金の使途や資産の状況についても報告が求められるようになって、透明性の向上が図られた。

ドイツの制度は比較的良好に機能しているものと評価できるが、政党助成への依存度の高さ、規制の抜け穴等の問題が指摘できるという御意見を伺っております。

また、ドイツの政治資金制度の経緯や、議員個人に対する寄附、ドイツの政治資金制度に関する問題点等について記載しています。

最後になりますが、トランスペアレンシー・インターナショナルです。「訪問先の概要」ですが、ベルリンに本部を有する国際NGOで、政治、行政、ビジネスその他あらゆる分

野における汚職・腐敗防止のための活動を行っています。

ポイントとして、ドイツの政党組織は、本部、州支部、地域支部の3層になっていて、下からの民主的手続による意思決定を重視しつつ、選挙制度や資金源等の影響により、全体として中央の統制は効いており、ドイツの政治資金制度は比較的よく機能しているものと評価できるが、規制の抜け穴の存在、制度が複雑過ぎる、監視主体が連邦議会議長である等の問題が指摘できるという意見を伺っております。

ドイツの政党組織についてが31ページ、32ページがドイツの政治資金制度に関する問題点、日本の政治資金制度についてどのように考えるか、議員個人に対する寄附について等について意見交換等を行っていただいています。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

**【上田委員長】** 今、概要について御説明いただきましたが、何か補足するところがございますら、谷口委員、よろしくお願いたします。

**【谷口委員】** 調査結果のポイントについてはただいまの参事官の御説明のとおり、また詳細につきましてはお手元の資料を御覧いただければ幸いに存じます。

過去に当委員会で議論になった事項に関連するという観点から再度摘記いたしますと、第1に、企業会計により則した方法で政治資金監査が行われているということ、これとも関連して、第2に、ドイツでは政治資金監査における不正等があった場合も、会計監査人資格剥奪などのサンクションがあり得ること、第3に個別の寄附の適法性を判断するような収入に対する監査も行われていること、そして、第4にイギリスでは監査人に選挙違反以外の法令違反についても指摘の義務が課されていることといった点が挙げられるかと存じます。

ただし、以上と併せて注意すべきなのは、イギリス、ドイツにおいてはいわゆる政党本位の政治が確立されており、したがって、政治資金監査も政党を対象としたものが中心になっているという点です。例えばイギリスでは政党と政党の会計支部を合わせて3,243団体あるわけですが、このうち外部監査を要するものは26団体にすぎません。そのような規模であるからこそ、企業に対する会計監査により近い方法での政治資金監査が可能という側面があり、国会議員を単位とした仕組みになっている我が国の政治資金監査に対して、これらをどこまで移植し得るのかはなお研究の余地があるように思います。

政治資金監査を含む政治資金制度は、先進民主主義国においても今なお変化を続けている比較的新しい法制度です。今回の調査は、議院内閣制の母国にして、2010年に選挙

委員会の権限を拡充したイギリスと、それとしばしば比較されるヨーロッパ大陸諸国の中からドイツを対象としたわけですが、ただいま申し上げた点からしても、次なる課題としては国会議員又は候補者を中心とした政治資金制度をとっている国の制度及び実態へと引き続き調査研究を深めていく、といっても任期がございますので、来年度以降、特に次期の委員会にこの資料をお伝えいただいてという意味でございますけれども、調査を継続する必要があるかと存じます。

今回、このように貴重な機会をお与えくださいました委員の皆様、事務局及び関係各所に改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

【上田委員長】　ただいまの事務局の御報告と、谷口委員の御説明につきまして御質問がございましたら、どうぞ御発言ください。

非常に丁寧で、わかりやすく説明されていたと思いますので、よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

【上田委員長】　次に、第3の議題の「政治資金監査に関する研修の実施計画について」、及び第4の議題の「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施計画について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】　それでは、資料4から御説明させていただきます。「政治資金監査に関する研修の実施計画について」です。

先ほど御説明したとおり、今まで大体半期ずつの計画を提示していましたが、今回は12月までの通年ベースの計画を御審議いただきたいと思っております。

会場については記載のとおりで、法定研修に関しては合計16カ所になっています。平成24年度は14カ所で実施するということが当初計画していましたが、その後、大阪と新潟で実施してほしいという要望があり、それぞれ委員会にお諮りして御了承を得た上で実施しましたので、計16カ所で実施しており、実績ベースの回数としては同じという状況です。

続いて資料5を御覧いただければと思います。フォローアップ説明会の実施計画についてです。フォローアップ説明会については、3番の「内容」ですが、政治資金監査マニュアルの改定について周知するということが主な内容になろうかと思います。加えて、先ほど御議論いただいた平成23年分政治資金監査収支報告書の概要、監査報告書の概要について、またその中で、監査報告書の作成に対して特に留意すべき点等につきまして、引き続き助言等をしていきたいと考えております。

実施日程としては、あわせて17カ所を予定しています。去年は16カ所で実施しました。場所を変えているところもありますが、1カ所の増分としては、那覇市に関して、過去、フォローアップ説明会を沖縄で開いたことがなかったわけですが、そちらの開催も必要ではないかということで加えたので回数増につながっております。

また、下の※のところを見ていただきますと、11月29日開催の東京会場は午後6時半から開催ということで、夜に開催するというようなことで、そちらの対応もしていきたいと考えております。

あわせて、資料Eを御覧いただければと思います。

先ほど御議論いただきましたとおり、登録政治資金監査人の方にまだ周知をしていく事項は残っているわけですので、委員長から登録政治資金監査人の皆さんに対して手紙を出していただくという案です。

中段にあるように、政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を開催すること、今回は特にマニュアル改定の内容を重点的に説明するということですので、是非この政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会への参加を検討していただきたいという内容で、各登録政治資金監査人の方に呼びかける案です。

以上です。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問はございますでしょうか。

では、本議題につきまして了承いただいたということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 細部にわたって修正がある場合には、委員長に一任させていただきたいと思います。

次に、第5の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式の改定(案)」についての説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 資料6で御説明させていただきます。登録政治資金監査人登録申請書についてですが、こちらも委員会で御決定いただくことになっておりますので、申請書の形式的事項ですが、説明させていただきます。

まず、電話番号についてです。こちらに関しては、実務として、東日本大震災が起こって以降、特に申請いただく方にはできる限り携帯の電話番号も聞いているという実態があり、今回、正式に申請書に携帯電話番号も記載してほしいということと呼びかけるとともに、ただし、携帯電話番号について書きたくないという方もおられると思いますので、右

側に「携帯電話番号は任意記載」とし、できる限り記載していただきたいということを明確にすることが1点。

もう一つは、各委員の皆様の前に置かせていただいておりますが、ラミネート加工の登録政治資金監査人の証票についてです。こちらのラミネート加工した登録政治資金監査人証票を原則として今後渡していきたいと考えており、それは原則ではありますが、やや大きいというような理由で、加工していないものもいいという方もいるかも知れないので、加工処理を希望されない方はチェック印を入れていただければ、加工していないものを交付するという対応としたいというものです。

あわせて、変更登録申請書、再交付申請書に関しましてもラミネート加工をしていく予定です。

資料6に関しては以上です。

【上田委員長】 この件につきまして、何か御質問はございますでしょうか。

本議題について了承していただいたということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 次に、第6の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それでは、資料7「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況」を御覧ください。1番「登録政治資金監査人の登録状況」です。登録者数は、一番下ですが、4,289名となっており、前回委員会で御報告した時より35名増えておりますので、増加傾向は変わっておりません。

法定研修の実施状況は、2月分が21人、25年3月分が、22日現在17人ということで、4,273人となっております。

フォローアップ説明会は今年に入ってまだ開催しておりませんので、人数等は変わっておりません。

以上です。

【上田委員長】 本議題についてはよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について事務局からありましたらお願いします。

【岡本参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階



の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。

本日の公表資料につきましても、その場で配布する予定です。

本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、明日、3月26日夕方頃に確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【岡本参事官】 次回の委員会についてですが、日程調整をさせていただきました結果、6月12日水曜日、午前10時半に開催させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 本日は長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。